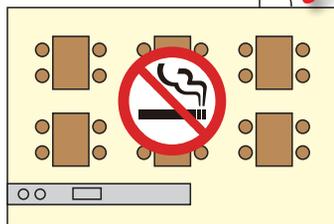


受動喫煙防止

禁煙等の標識掲示は義務化されています!

全面禁煙の場合

望まない受動喫煙をなくすため、すべての施設が原則禁煙です。また、店舗出入口に禁煙標識の掲示が義務付けられています。標識を掲示していない店舗は早急に掲示をお願いいたします。



屋内は原則禁煙だぞ



その他の一例

改正健康増進法や都条例により、喫煙室設置に条件があります。詳細はHPより、パンフレットやハンドブック等をご確認ください。

◆喫煙室は、以下の技術的基準を満たしている必要があります。

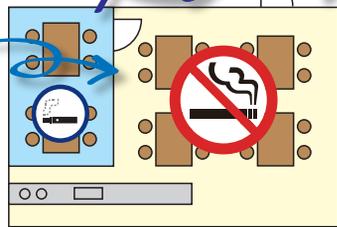
- ① 出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の流れが0.2m/秒以上であること。
- ② たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること。
- ③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること。

客席と別に喫煙専用室を設置する場合



飲食はできません

一部を加熱式たばこのみ喫煙可能にする場合



飲食ができます

事業者向けパンフレット、ハンドブック(多言語版あり)、標識データのダウンロードは下記URL又はQRコードから



<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kitsuen/leaflet/>

◆ お問い合わせ ◆

台東保健所 生活衛生課 庶務担当

TEL 03-3847-9401

FAX 03-3841-4325

月～金曜日 8時30分～17時15分
(土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始除く)

◆ 制度に関するご相談 ◆

東京都受動喫煙対策相談窓口

もくもくゼロ
TEL 0570-069690

月～金曜日 9時～17時45分
(祝日・年末年始除く)